

諮問日：令和2年2月5日（令和元年度（最情）諮問第59号）

答申日：令和2年10月27日（令和2年度（最情）答申第29号）

件名：最高裁判所判事就任記者会見を実施する際の準備事項等が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「最高裁判所判事就任記者会見を実施する際の留意事項、準備事項等が書いてあるマニュアル（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年11月22日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。
- 2 札幌高等裁判所長官の就任記者会見の場合、準備・進行メモ等が存在していたことからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所判事就任記者会見の実施に関する留意事項、準備事項等が書いてあるマニュアルを組織的に作成することを予定するような定めはなく、また、就任記者会見は最高裁判所判事個人の考えを語る場として設けており、その実施に当たって特段留意すべき事項や準備すべき事項はないから、司法行政文書

としてマニュアルを作成する必要もない。念のため、本件開示の申出を受けて最高裁判所内を探索したが、本件開示申出文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年2月5日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月17日 苦情申出人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年9月18日 審議
- ⑤ 同年10月23日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、最高裁判所判事就任記者会見の実施に関する留意事項、準備事項等が書いてあるマニュアルを組織的に作成することを予定した定めはなく、また、就任記者会見は最高裁判所判事個人の考えを語る場として設けられ、その実施に当たってマニュアルの作成を要するほどの留意事項や準備事項は特段存在しないとのことであり、このことは当委員会庶務を通じて確認した結果に合致する。このような就任記者会見の趣旨及び性格を踏まえれば、本件開示申出文書は作成し又は取得していないという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

苦情申出人は、札幌高等裁判所長官の就任記者会見の際には準備・進行メモ等が存在していたことからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる旨主張する。しかしながら、苦情申出人が指摘する準備・進行メモは現に実施された特定の長官の就任記者会見に際して作成されたものであり、それ自体、マニュアルに該当するものではないことからすれば、上記メモが存在するからといって、本件開示申出文書が存在することを裏付けることにはならない。したが

って，苦情申出人の上記主張は採用できない。

よって，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり，原判断については，最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから，妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子